

令和6年第1回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="376 488 903 521">人権を尊重するまち三鷹条例（制定）</p> <hr/> <p data-bbox="376 629 504 663">1 前文</p> <p data-bbox="408 674 1414 752">一人ひとりの人権が尊重され、誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく生きることができるまちの実現は、三鷹市民共通の願いである。</p> <p data-bbox="408 763 1414 1301">これまで三鷹市は、基礎自治体として、日本国憲法や世界人権宣言にうたわれる基本的人権の尊重や法の下での平等、差別の禁止を基調に市民福祉の向上に努めてきた。もっとも、人権に関わる課題が時代とともに多様化する中、家庭、職場、学校、地域、インターネット上など、あらゆる場面において、一人ひとりの個性と自由が最大限に尊重される必要がある。子どもから高齢者まで全ての世代の市民が、人種、信条、性別、社会的身分、門地、経済的な環境、国籍、民族、障がいの有無、疾病、性的指向、ジェンダーアイデンティティなどにかかわらず、一人の人間として尊重されなければならない。そのためには、三鷹市の施策において人権に配慮することはもちろんのこと、市、市民及び事業者等の協働により、市民の人権に関する意識をさらに高めていくことが重要である。</p> <p data-bbox="408 1312 1414 1447">三鷹市は、ここに全ての市民がお互いの人権を尊重し、それぞれの違いを認識し、理解し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、この条例を制定する。</p> <p data-bbox="376 1458 504 1491">2 目的</p> <p data-bbox="408 1503 1414 1671">人権を尊重するまちづくりの上位規範として、市政に関する理念や方向性を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちを実現することを目的とする。</p> <p data-bbox="376 1682 568 1715">3 基本理念</p> <p data-bbox="408 1727 1414 1861">一人ひとりが、それぞれの違いを認識し、理解し、自己と他者の人権に対する意識を高め、全ての市民が不当な差別を受けることなく暮らせるまちを実現する。</p>

4 権利侵害等の禁止

何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他の社会のあらゆる場面において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 不当な差別的取扱いをする行為
- (2) あらゆるハラスメントその他の人権を侵害する行為
- (3) 人権に関する個人の情報を本人の意に反して公にする行為
- (4) 人権に関する個人の情報を本人が公にすることを強制し、又は禁止する行為
- (5) 相手の心身を傷つける差別的言動を含むあらゆる暴力行為

5 市の責務

市は、3の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、目的を達成するために必要な施策を総合的に推進しなければならない。

6 市民の責務

市民は、基本理念に基づき、相互に人権を尊重するよう努めなければならない。

7 事業者等の責務

事業者等は、基本理念に基づき、事業活動において人権を尊重するよう努めなければならない。

8 市、市民及び事業者等の協働

市は、市民及び事業者等と協働し、人権を尊重するまちづくりに関する施策を推進する。

9 相談等及び救済

- (1) 市民又は事業者等は、市内における4の権利侵害等の禁止に掲げる行為について、市に相談、意見の申立て又は情報提供をすることができる。
- (2) 市は、(1)の相談、意見の申立て又は情報提供に応じ、適切な救済のために市民、事業者等及び関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。

10 相談員の設置

- (1) 市長は、9(1)の相談を受けるため、人権侵害に関する専門の相談員（以下「相談員」という。）を置く。
- (2) 相談員は、相談に係る当事者等に対し助言等を行うことにより、当該相談に係る問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
- (3) 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- (4) 相談員は、2人以内とし、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(5) 相談員の任期は、2年とする。

11 人権を尊重するまち三鷹審議会

(1) 一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすいまちづくりを総合的に推進するため、市長の附属機関として、人権を尊重するまち三鷹審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(2) 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、又は必要な意見を述べるができる。

ア 人権施策の推進に関すること。

イ 人権に関する相談及び救済に関すること。

ウ その他人権施策に関し市長が必要と認めること。

(3) 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(4) 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(5) その他審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

12 その他定義、情報収集及び調査研究、教育、啓発及び情報提供等について定めた。

13 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

次のとおり報酬を定めることとした。

職 名	報酬日額
人権を尊重するまち三鷹審議会委員	10,000円

2 三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例（制定）

1 目的

パートナーシップ宣誓手続に関し必要な事項を定め、パートナーシップ関係にある者の生活上の支障を軽減し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会を実現することを目的とする。

2 宣誓をすることができる者の要件

パートナーシップ関係にある者は、次に掲げる全ての要件を満たしているときは、宣誓をすることができる。

- (1) 双方が民法第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓をした日から3月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓をした日から3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方が婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- (4) 双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしていることにより当該関係に該当する場合を除く。

3 宣誓の方法

- (1) 宣誓をしようとする者は、三鷹市パートナーシップ宣誓書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
 - ア 宣誓をしようとする者の住民票の写し
 - イ 宣誓をしようとする者の戸籍謄本若しくは抄本又は戸籍証明書その他現に婚姻をしていないことを証する書類であつて市長が適当と認めるもの（日本国籍を有しない者にあつては、現に婚姻をしていないことを証する書類）
- (2) 宣誓をしようとする者は、宣誓の際に、本人であることを証明するための書類を提示しなければならない。

4 受理証等の交付

- (1) 市長は、3による宣誓がなされたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該宣誓をした者に対し、三鷹市パートナーシップ宣誓受理証及び三鷹市パートナーシップ宣誓受理証カード（以下「受理証」という。）を交付するものとする。
- (2) 宣誓をした者が2(2)イ又はウのいずれかに該当するときは、市長は、受理証に代えて三鷹市パートナーシップ宣誓受付票（以下「受付票」という。）を交付するものとし、その者が宣誓をした日から3月以内に当該受付票及び市内に転入したことが確認できる書類を提出したときは、受付票と引換えに受理証を交付するものとする。
- (3) 宣誓をしようとする者が宣誓において通称名を使用したときは、市長は、当該通称名と当該通称名を使用した者の戸籍上の氏名を受理証又は受付票（以下「受理証等」という。）に併記するものとする。

	<p>5 受理証等の返還 4の受理証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、三鷹市パートナーシップ宣誓受理証等返還届に受理証等を添えて、これを市長に返還しなければならない。</p> <p>(1) パートナーシップ関係を解消したとき。 (2) 2の要件に該当しなくなったとき。 (3) 受領者の一方が死亡したとき。</p> <p>6 受理証等の取消し等 (1) 市長は、次のいずれかに該当する場合は、受理証等を取り消すことができる。</p> <p>ア 偽りその他不正の手段により、受理証等の交付を受けたとき。 イ 受理証等を改ざんし、又は不正に使用したとき。 ウ 市内に転入したことが確認できる書類を4(2)の期限内に提出しなかったとき。</p> <p>(2) 市長は、受理証等を取り消したときは、その旨を受領者に通知し、受理証等の返還を求めるとともに、返還されるまでの間は、取り消した受理証等の交付番号を公表するものとする。</p> <p>7 その他定義、通称名の使用、変更の届出、受理証等の再交付等について定めた。</p> <p>8 施行期日 令和6年4月1日</p>
<p>3</p>	<p>三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <p>1 規定の整備 パートナーシップ宣誓手続条例の施行に伴い、次の条例について規定を整備することとした。</p> <p>(1) 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (2) 三鷹市職員の育児休業等に関する条例 (3) 三鷹市職員の給与に関する条例 (4) 三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例 (5) 三鷹市職員退職手当支給条例 (6) 三鷹市福祉住宅条例</p>

	<p>(7) 三鷹市心身障がい者福祉手当条例 (8) 三鷹市営住宅条例 (9) 三鷹市市民住宅条例</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日</p>
<p>4</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <hr/> <p>1 規定の整備 地方自治法の一部改正に伴い、次の条例について、引用する条番号を改めることとした。</p> <p>(1) 三鷹市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (2) 三鷹市下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日</p>
<p>5</p>	<p>三鷹市職員定数条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 職員定数の見直し 1,015人 → 1,055人 (40人)</p> <p>(1) 市長の事務部局 843人 → 901人 (58人)</p> <p>(2) 教育委員会の事務局等 148人 → 130人 (△18人)</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日</p>

<p>6</p>	<p>三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 会計年度任用職員への勤勉手当の支給 会計年度任用職員のうち月額職員について勤勉手当を支給することとした。</p> <p>2 題名の改正等</p> <p>(1) 題名を「三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例」に改めることとした。</p> <p>(2) 次の条例について、規定を整備することとした。</p> <p>ア 三鷹市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>イ 三鷹市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>ウ 三鷹市市民のくらしを守る条例</p> <p>エ 三鷹市交通安全対策会議条例</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>
<p>7</p>	<p>三鷹市営住宅条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 規定の整備 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条番号を追加することとした。</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日</p>

1 国民健康保険税の見直し

(1) 課税限度額の引上げ

次のとおり課税限度額を7万円引き上げ、課税限度額総額を106万円とすることとした。

ア 基礎課税分（医療分）	63万円→65万円
イ 後期高齢者支援金等課税分	19万円→24万円
ウ 介護納付金課税分	17万円→現行どおり

(2) 所得割額の算定割合の引上げ

次のとおり所得割額の算定割合を100分の0.7引き上げ、所得割額の算定割合の合計を100分の9.5とすることとした。

ア 基礎課税分（医療分）	100分の5.3→100分の5.7
イ 後期高齢者支援金等課税分	100分の2.0→100分の2.2
ウ 介護納付金課税分	100分の1.5→100分の1.6

(3) 均等割額の引上げ

次のとおり均等割額を2,000円引き上げ、均等割額総額を5万4,200円とすることとした。

ア 基礎課税分（医療分）	2万8,000円→2万9,000円
イ 後期高齢者支援金等課税分	1万1,200円→1万1,800円
ウ 介護納付金課税分	1万3,000円→1万3,400円

(4) 保険税の減額

令和6年度税制改正により、低所得者世帯に対する保険税（均等割額）の軽減について、「5割減額」の軽減基準額については、43万円に加える額を被保険者等1人につき29万円から29万5,000円に、「2割減額」の軽減基準額については、同じく53万5,000円から54万5,000円に引き上げることとした。

2 施行期日

令和6年4月1日。ただし、1(1)イ及び(4)は規則で定める日

1 第1号被保険者の保険料に係る所得段階の変更及び額の改定並びに低所得者向け保険料軽減措置の継続

旧（令和3年度～令和5年度）		新（令和6年度～令和8年度）	
所得段階	区 分	所得段階	区 分
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円以下の者 34,500円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 20,400円	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 33,200円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 20,400円
第2段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円超120万円以下の者 45,300円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 27,600円	第2段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の者 43,900円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 28,800円
第3段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が120万円超の者 50,400円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 46,800円	第3段階	市民税世帯非課税で本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が120万円超の者 49,500円 ※低所得者向け保険料軽減措置後 49,200円
第4段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及びその他の合計所得金額等の合計額が80万円以下の者 60,000円	第4段階	市民税本人非課税で世帯に市民税課税者がいる場合で、本人の年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者 63,600円

旧（令和3年度～令和5年度）		新（令和6年度～令和8年度）	
所得段階	区 分	所得段階	区 分
第5段階 (基準額) ※月額 5,900円	市民税本人非課税で世帯に 市民税課税者がいる場合 で、本人の年金収入額及び その他の合計所得金額等の 合計額が80万円超の者 70,800円	第5段階 (基準額) ※月額 6,300円	市民税本人非課税で世帯に 市民税課税者がいる場合 で、本人の年金収入額及び 合計所得金額の合計額が80 万円超の者 75,600円
第6段階	市民税本人課税で合計所得 金額等が120万円未満の者 79,800円	第6段階	市民税本人課税で合計所得 金額が120万円未満の者 85,800円
第7段階	市民税本人課税で合計所得 金額等が120万円以上210万 円未満の者 89,400円	第7段階	市民税本人課税で合計所得 金額が120万円以上210万円 未満の者 96,000円
第8段階	市民税本人課税で合計所得 金額等が210万円以上320万 円未満の者 100,800円	第8段階	市民税本人課税で合計所得 金額が210万円以上320万円 未満の者 110,400円
第9段階	市民税本人課税で合計所得 金額等が320万円以上400万 円未満の者 111,600円	第9段階	市民税本人課税で合計所得 金額が320万円以上420万円 未満の者 128,400円
第10段階	市民税本人課税で合計所得 金額等が400万円以上600万 円未満の者 127,200円	第10段階	市民税本人課税で合計所得 金額が420万円以上520万円 未満の者 144,000円
第11段階	市民税本人課税で合計所得 金額等が600万円以上800万 円未満の者 140,400円	第11段階	市民税本人課税で合計所得 金額が520万円以上620万円 未満の者 158,400円
第12段階	市民税本人課税で合計所得 金額等が800万円以上1,000 万円未満の者 154,800円	第12段階	市民税本人課税で合計所得 金額が620万円以上720万円 未満の者 174,600円
		第13段階	市民税本人課税で合計所得 金額が720万円以上800万円 未満の者 187,200円
		第14段階	市民税本人課税で合計所得 金額が800万円以上1,000万 円未満の者 213,600円

旧（令和3年度～令和5年度）		新（令和6年度～令和8年度）	
所得段階	区 分	所得段階	区 分
第13段階	市民税本人課税で合計所得金額等が1,000万円以上1,500万円未満の者 170,400円	第15段階	市民税本人課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者 235,200円
第14段階	市民税本人課税で合計所得金額等が1,500万円以上2,000万円未満の者 186,000円	第16段階	市民税本人課税で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の者 258,000円
第15段階	市民税本人課税で合計所得金額等が2,000万円以上3,000万円未満の者 196,800円	第17段階	市民税本人課税で合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の者 271,800円
第16段階	市民税本人課税で合計所得金額等が3,000万円以上5,000万円未満の者 207,600円	第18段階	市民税本人課税で合計所得金額が3,000万円以上5,000万円未満の者 284,400円
第17段階	市民税本人課税で合計所得金額等が5,000万円以上の者 212,400円	第19段階	市民税本人課税で合計所得金額が5,000万円以上の者 294,000円

2 その他規定を整備することとした。

3 施行期日
令和6年4月1日

10 三鷹市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 指定介護予防支援事業者の対象拡大
全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の一部改正に伴い、介護予防支援の実施に係る同法第58条第1項の指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者においても行うことができることとした。

	<p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>
11	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <hr/> <p>1 規定の整備 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、次の条例について、「婦人保護施設」の用語を「女性自立支援施設」に改めることとした。</p> <p>(1) 三鷹市特別商業活性化地区内における建築制限に関する条例</p> <p>(2) 三鷹市特別都市型産業等育成地区内における建築制限に関する条例</p> <p>(3) 三鷹市特別文教・研究地区内における建築制限に関する条例</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日</p>
12	<p>東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について</p> <hr/> <p>1 保険料軽減のための負担金制度の継続 保険料の軽減措置を引き続き実施するため、令和6年度及び令和7年度の2年間の時限措置として、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額を関係市区町村の一般財源から負担金として支弁することとした。</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日</p>

13	令和5年度三鷹市一般会計補正予算（第9号）
14	令和5年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
15	令和5年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
16	令和6年度三鷹市一般会計予算
17	令和6年度三鷹市国民健康保険事業特別会計予算
18	令和6年度三鷹市介護サービス事業特別会計予算
19	令和6年度三鷹市介護保険事業特別会計予算
20	令和6年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算
21	令和6年度三鷹市下水道事業会計予算

○ 特記事項

- (1) 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- (2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について（2件）